

# 三療サービス

## “はり・きゅう・マッサージ” 利用券

### 2019年度 申請が始まります



はり・きゅう・マッサージ利用券取扱い施術所で、  
 サービスを受けることができます。  
 サービスを受けるためには、**利用券が必要**です。利用券はハガキで申請  
 してください。(4月1日以降は孝行係窓口でも申請を受け付けます。)

#### 発行枚数

- 昭和20年4月1日以前に生まれた方
  - ・200円券(200円で利用できる券) 15枚
  - ・2,200円券(2,200円で利用できる券) 10枚
- 昭和20年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方
  - ・2,200円券(2,200円で利用できる券) 10枚

#### 申請方法

##### <ハガキで申請する場合>

- ・申請ハガキまたは、郵便ハガキに必要事項を記入し切手を貼って郵送してください。
- ・申請ハガキは、はり・きゅう・マッサージ利用券取扱い施術所、  
 熟年相談室、なごみの家などに置いてあります。
- ・2月28日(木)までに孝行係へ届いた分については **(郵便ハガキ記入例)**  
3月下旬にご自宅に郵送します。
- ・3月1日(金)以降も申請は随時受け付けています。
- ・ハガキ1枚につき1人の申請です。

62  
 〒132-8501  
 江戸川区福祉推進課  
 孝行係 行

- ・2019年度  
 はり・きゅう・マッサージ  
 利用券希望
- ・氏名(フリガナも)
- ・住所
- ・生年月日
- ・電話番号

##### <孝行係の窓口で申請する場合>

- ・4月1日(月)以降の受付になります。
- ・孝行係(区役所2階3番)のみの受付になります。
- ・本人確認できるものを持参してください。

問い合わせ・申し込み先  
 江戸川区 福祉部 福祉推進課 孝行係 電話5662-0314